

2025-8 税務・労務・法務情報

2025-19 印紙税改定 (CMEPA法IRR)

第3条 用語の定義

債務証券 (Debt Instrument) 借入・貸付取引を表す証券であり、社債、債務証書、支払証、債券、貸付契約（契約対象物がフィリピン国内に所在または使用される国外署名契約を含む）、政府またはその機関が発行する証券、代用預金証券、預金証明書（通常の普通預金より著しく高い利息を得るもの、または特定満期日を有するもの）、約束手形（譲渡可能・不可能を問わず）等を含む。ただし流通用銀行券は除く。

第4条 株式の新規発行に係る印紙税の新税率 株式の新規発行（設立、再編、その他正当な目的によるもの）に際し、その株式の額面価額の0.75%の印紙税を徴収する。額面のない株式の発行については、実際の払込対価に基づく。株式配当の場合は、各株式が表す実際価値に基づく。

第5条 外国発行の債券・社債・株式債務証書に係る印紙税の新税率

外国で発行された債券、社債、株式債務証書等の売却または譲渡に際し、取引額の0.75%の印紙税を徴収する。

第6条 全ての債務証券に係る印紙税の新税率 債務証券の新規発行に際し、発行価格の0.75%の印紙税を徴収する。期間が1年未満の債務証券については、日数/365日の割合で按分する。貸付契約、約束手形、抵当、動産担保権等の契約については、いずれか一つにのみ印紙税を課す。複数書類が同時作成される場合は、より高額となる方に課税する。単一の契約書で貸付契約や担保契約をカバーする場合は、税法第195条（抵当・質権・信託証書の印紙税）に基づき、貸付全額を課税対象とする。

第7条 印紙税非課税の文書・書類 株式市場（国内外）で上場・取引される株式の売却・交換・償還その他の譲渡については印紙税は課税されません。

第10条 施行期日 2025年7月1日

2025-20 株式取引税 (CMEPA法IRR)

第3条 国内証券取引所を通じた株式・証券の譲渡 国内証券取引所を通じて上場・取引される株式およびその他証券（証券ディーラーによる売却を除く）の売却、交換またはその他の譲渡については、譲渡益課税に代えて以下の税を課す。 **総売却額又は総価額の0.1%** **2025年7月1日適用開始**

第4条 外国証券取引所を通じた株式・証券の譲渡 外国証券取引所を通じて上場・取引される国内法人の株式およびその他証券（証券ディーラーによる売却を除く）の売却、交換またはその他の譲渡についても、譲渡益課税に代えて以下の税を課す。 **総売却額又は総価額の0.1%** **2025年7月1日適用開始**

第6条 申告納税 国内証券取引所を通じた場合は、国内証券取引業者が5営業日以内に申告納税。 海外証券取引所を通じた国内法人株式の譲渡の場合は、譲渡株主本人又はそのブローカー又は代理人が10営業日以内に申告納税する。